

## 第70回 中部教区総会の流れについて

新型コロナウイルス流行の影響により、第70回中部教区総会に関する議決を以下の流れで進めてゆきますので、お知らせします。

### 1. 第70回中部教区総会に関して

すでに、会場での総会を休会する旨をお伝えしておりますが、教区規則第9条③項にある「定期総会は1年に1回5月中に開く」ことは困難となりました。そこで、同封ハガキによる「議決権行使書」において「第70回中部教区総会に関して、5月、会場に集合するのではなく、次回(2度目)の議決権行使によって決議する」ことの承認を取ります。

議決権行使は、各教会・伝道所の教区総会議員1人1人にしていただきますので、各教会総会において選出してください。なお、締切までに教会総会を開催できなかった場合など、議員を選出できなかった場合は、前年度の議員と同じ方としてください。

締切は5月21日(木) 厳守です。

### 2. 常置委員会開催について

緊急事態宣言が出され、4月に常置委員会を開催することが難しくなりました。

そこで、現時点では、5月26日(火)に開催することを予定しています。ここで上記1.の議決権行使をもって、予算案の見直しをはじめ、各議案、議決の内容を整えます。

その後、各教区総会議員へ「教区総会議案・報告書」と、次回、2度目の議決権行使書を、所属教会・伝道所に送付しますので、文書をもって決議していただきます。

さらに、この決議を受けて6月に常置委員会を開催する予定です。

### 3. 准允式執行に関して

総会法定議案のうち、「准允式執行に関する件」は、5月常置委員会の時に面接、及び准允式執行をしたいと願っています。そこで、この議案のみ、1.の議決権行使と共に決議していただきます。決議内容は「准允式執行に関して常置委員会に付託する」です。これをもって5月常置委員会は、准允予定者の面接を行い、同日、准允式を執行することになります。

締切は同じく5月21日(木)です。

なお、准允予定者は、次の5名です。

敦森幹生(名張教会)      金 元基(名古屋中央教会)      嶋田百々子(尾鷲教会)  
三好祐輝(南山教会)      山本美保子(金城教会)

### 4. その他、報告、議案における詳細については、5月常置委員会以降にお知らせいたします。

以上は現段階の流れですが、今後の状況によっては、さらに変更する場合があります。緊急事態の時ですので、是非ご理解のほど、よろしく願います。

なお、本件で質問等のある方は、副議長の加藤幹夫まで、連絡をお願いいたします。